

議会報告会
< 射水市議会の議員定数と報酬等について >

射水市議会
令和6年11月14日

○これまでの経過

平成29年9月	「射水市議会基本条例」制定 議会の目指すべき将来像を明確にし、議会と議員の使命と活動原則を定めた。
平成29年11月	射水市議会議員選挙が「無投票」
令和2年9月	議員定数を19名（定数22名）に削減する条例改正の議員提案がなされたが否決
令和3年11月	射水市議会議員選挙において定数22名に対し立候補者数が23名 ⇒ 投票率は過去最低の54.6% 女性議員不在
令和3年12月	「議会改革特別委員会」設置 議会が直面する諸課題について調査・研究
令和6年3月	「厚生年金の地方議員の加入を求める意見書」採択
令和6年9月	「議会改革特別委員会報告書」を議長へ提出

○ 射水市議会が目指す将来像 ＜射水市議会基本条例＞

（基本方針）

第4条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を実現するものとする。

- (1) 議会の活動を通じて得た市民の声を市政に反映すること。
- (2) 適正な市政運営が行われているかを注意深く監視し、評価すること。
- (3) 議会に関する情報公開を積極的に行うこと。

（議員の活動原則）

第5条 射水市議会議員（以下「議員」という。）は、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、議会活動を通じて、市民の負託に応えるものとする。

- 2 議員は、議会がその権能を充分に発揮できるよう日常の調査及び研修活動を通じて自己研鑽に努めるものとする。
- 3 議員は、常に公明正大な議会活動を行い、市民へその内容を公開するよう努めるものとする。

＜目指す将来像＞

従来からの適正な議会運営機能と行政の監視チェック機能をより高め、加えて、行政が示す政策を適正に評価し、更には政策の提言を行う議会。最終的には、議会が持つ条例立案機能を最大限に活用し、政策を立案する議会へと転換すること。

＜目指す将来像実現のために＞

- ① 求められる議会及び議員の使命を達成するための議員定数、報酬等についての考え方を検討する。
- ② 今後、若い世代や女性など、多様で有為な人材の参加が得られる魅力ある市議会を目指し、議員定数、報酬等の在り方を検討する。

○ 基本的な考え方と進め方

- ア これまでの議会改革特別委員会の報告書等を基本とした検証
- イ 次代に向けた議会活動を進めるための条件の整備
- ウ 合併協議会での協議を踏まえた検討
- エ 市民への説明、意見の聴取

＜議員定数、報酬を考える原則＞

- ① 自治体のポリシーで決める
- ② 定数と報酬は別の論理
- ③ 行政改革の論理と議会改革の論理は全く別
- ④ 持続的地域民主主義の実現（将来議員になる住民の条件としても考える）
- ⑤ 住民とともに考える（議会報告会、意見交換会）
- ⑥ 変更する場合、十分な周知期間が必要

○ 議員定数について

<背景>

平成23年 地方自治法の一部改正

地方議会の自由度の拡大等の観点から議員定数上限が撤廃され、定数については、各議会においてしっかりとした基準、根拠によって自ら責任をもって決める時代となった。

<考え方>

現在の議会の在り方である委員会中心主義を前提とする。

第1段階：議会が持つ機能を整理する。

第2段階：その機能を維持し、そして、将来に向けてより高めるために議会に必要なかつ求められる性質を明らかにする。

第3段階：その性質を高めるために必要な議員数を調査・検討する。

＜常任委員会の在り方＞

一般会計規模 300 億円から 500 億円では、3 又は 4 常任委員会が標準とされる。

＜射水市議会の常任委員会＞

- ・ 総務文教常任委員会
- ・ 民生病院常任委員会
- ・ 産業建設常任委員会

※予算特別委員会

一般会計予算に関する質疑のみならず、市政全般についても質疑できる。

＜適正な議員定数の検討＞

① 討議性を高めるために必要な議員数

委員会における討議性に適した委員数について、多様性かつ効率性を担保するのに必要十分な人数は、6人から8人である。

② 専門性を高めるために必要な議員数

専門性を高め、確立し、審議に集中する環境を設定する必要性から、議員は1つの委員会に専任することが望ましい。

③ 市民性を高めるために必要な議員数

住民の多様な意見を吸収し、市政に反映するために、本市の地域性と成り立ち等から地域振興会にも配慮した数とすることが望ましい。

議会運営を行うために必要な議員数は、上記3点を総合的に加味した数

＜類似団体との比較＞

- ・ 人口が同規模の類似団体との比較 ⇒ 本市の議員定数はほぼ平均
- ・ 面積が同規模の類似団体との比較 ⇒ 本市の議員定数はほぼ平均
- ・ 財政規模が同規模の類似団体との比較 ⇒ 本市の議員定数はほぼ平均

＜議会改革特別委員会での主な意見＞

- ・ 討議性、専門性、市民性、多様性を考慮し、各委員の経験則に基づき導き出した7人を常任委員会の定数とすることが適當。
議員定数：7人×3常任委員会＝21人（1人減）
- ・ これまで議員定数を数回削減してきており、現行の議員定数が類似団体のほぼ平均であること、また、多様な人材が議員になることを推進する観点から、現行の議員定数のとおり22人とすることが適當。

○ 議員報酬について

<検討の背景>

- ・ 報酬を検討する際には、行政改革の視点だけでなく、市政の現状、課題、将来の予測・展望を考慮する必要があり、また、改正する場合は、基準等の明確な改正理由が求められる。

<合併協議会における考え方等>

- ・ 議員報酬月額について、合併協議会において、県内第3の都市として50万円を基準に想定されていたが、定数特例を適用し、当初の議員定数30人のところ35人としたことから、35分の30を乗じて43万円となった経緯がある。
- ・ 平成21年の選挙から、議員定数も26人、22人へと削減されてきたが、交付税の一本算定に対する財源の確保や学校などの耐震化対策、新庁舎の建設などの大型事業を控えている状況下において、「議員報酬を元に戻す」協議ができなかった。

＜具体的な検討項目＞

- ① 合併時に想定した報酬
- ② 市長、副市長、教育長、部長等との比較
- ③ 類似団体等との比較
- ④ 本市議会における適正な報酬額
- ⑤ 費用弁償の再考
- ⑥ 政務活動費の再考

＜本市議会における適正な報酬額の検討＞

- ・ 報酬の算出については、議員活動は不定期かつ長時間になる場合もあり、時間による原価方式ではなく効用価値説的な方法で検討する方がよい。
- ・ 合併協議会の決定事項を尊重し、段階的に50万円とすることが望ましい。
- ・ 類似団体との比較し、平均と大きく異なるときは、その根拠をはっきりと示すことが必要。
- ・ 議員の報酬基準額について、全国市議会議長会通知は以下のとおり。

市議会議員の報酬額は、局・部長制を施行している市にあつては、局・部長給に相当する額をもって議員の報酬基準額とすることを原則とする。

〔出典：昭和44年2月5日 市議会議員の報酬基準額について（抜粋）〕
- ・ 令和6年人事院勧告の引上げ改定を勘案すべきである。

＜議会改革特別委員会での主な意見＞

現在、議員定数を35人から22人まで削減しており、議員のなり手不足が課題となっている本市議会に、多様で有為な人材の参加が得られるよう、議員報酬は合併協議会で想定された50万円に戻すことが適当。

ただし、市の財政状況等を考慮し、当面は現行から3万3千円（7.7%）引き上げた46万円とし、本市議会が理想とする将来像を目指して、課題解決のために可能な限り早い時期に50万円に戻すことが妥当と考える。

＜費用弁償の再考＞

- ・ コンパクトな市域の射水市において、本会議等に出席したときの費用弁償（日額2,200円）は、廃止すべきとする意見が多数を占めた。
- ・ 本会議等に出席したときの交通費の実費相当分を支給すべきとする意見が一部委員からあった。

＜政務活動費の再考＞

- ・ 政務活動費については、議員が行う調査研究、住民福祉の増進を図るための政務活動を行う上で必要な経費であり、現行のとおり補助対象となる活動をした議員へ支給すべきとする意見が多数を占めた。
- ・ 一方で、補助対象が分かりにくい点や事務局の負担が大きいことなどの課題もあり、減額又は廃止すべきとする意見もあり、今後も必要に応じて、その在り方の検討が必要である。

＜その他の意見＞

- ・ 議会、議員の活動量は、地方分権の進展や議会改革などで活性化すれば、必然的に増加すると予想され、市民等への十分な説明が必要となる。
- ・ 生活給の考え方も考慮し、報酬面での適正化が図られれば、議員職がより魅力あるものとなり、議員を志す人を増やすことにもつながる。また、若い人たちが議員活動に専念することができ、議員活動の基盤として安定したものになる。
- ・ 平成２３年に議員年金制度が廃止されたことにより、議員は自助努力により老後の生活に備えなければならない。議員及びその家族の老後の不安をやわらげ、多様な人材が立候補しやすい環境の整備を図る観点から、厚生年金等の議員の社会保障制度を整備していく必要がある。
- ・ 本市議会が目指す将来像は、市民の負託に応え、適正な議会運営機能と行政の監視チェック機能を高め、更には政策提言を行う議会であり、その実現に向けて各議員が自己研鑽していくことが必要である。